



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第43号
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1990, 43, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78853
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

第43号

1990年8月15日

吐魯番出土文物研究会

吐魯番文書にみえる四・五世紀の元号再論(下)

－侯燦「晋至北朝前期高昌奉行年号証補」を読む－

關尾史郎

【その他の元号について】

侯燦氏は今まで述べてきた白雀、龍興、および建平以外の元号については、政権別、すなわち前涼、後涼、西涼、および北涼の順に、新出の文物によりながら、旧稿を補訂している⁽³³⁾。主要な点について紹介しておこう。

①前涼について：従来前涼の元号に関する文物は、吐魯番や樓蘭から出土した建興と升平の紀年文物だけだったが、一九八〇年に敦煌から、咸安五年の紀年を有する陶罐が出土した⁽³⁴⁾。これは西暦で三七五年に相当する東晋の元号なので、前涼ではその最末期、東晋の咸安なる元号が用いられていたと考えられる。

②後涼について：やはり敦煌から麟嘉八（三九六）年の紀年を有する陶罐が出土し⁽³⁵⁾、月日の干支も合致するので、この陶罐の銘文は麟嘉なる元号に関する資料の不足を補うものである。

③西涼について：やはり敦煌から庚子六（四〇五）年の紀年を有する陶罐が出土したので⁽³⁶⁾、編纂史料の記述が確認されたが、編纂史料によれば、同年正月に建初と改元されたのに、この紀年は六年正月二七日となっているので、改元は正月二七日以後ということになる。

④北涼について：北涼が西涼を倒して敦煌を支配したのは、四二一年三月だが、敦煌出土の玄始一〇（四二一）年八月の陶罐⁽³⁷⁾は、この編纂史料の記述と一致する。また北魏の延和と同音の縁禾は、北涼では北魏が太延と改元したあとも用いられ、それがために北涼は北魏から「蕃を称し、質を致すと雖も、内に乖悖多し」とか、「王、外に正朔に從うも、内に僭を捨てず」⁽³⁸⁾と非難されることになった。この縁禾は、吐魯番盆地では闕爽によって一貫して用いられ、その終焉は、沮渠無諱が吐魯番盆地に入った四四二年、つまり縁禾一年九月である。

以上が侯燦氏の所説の要約である。しかし①については、侯燦氏が上げた陶罐以外にも咸安紀年の文物として法句經の題記があり⁽³⁹⁾、また咸安を前涼が奉用するに至った理由についてもかつて検討したので⁽⁴⁰⁾、その所説にはもはや新鮮な点はない。②については、麟嘉五（三九三）年の題記が付された写経の存在が既に報告されているので⁽⁴¹⁾、これは陶罐に対する過大評価である。③については、改元が伝達されていなかったということも十分に考えられるので、建初への改元が正月二七日以後だったと断定することは危険であろう。④に至っては、北魏で延和から太延と改元されたのにともなって、北涼でも縁禾から太縁と改元されたことは多くの出土文物の語るところであり⁽⁴²⁾、その事実も多くの論者によって指摘されているところである⁽⁴³⁾。侯燦氏のかかる見解はしたがって、史料（出土文物）と先行研究を全く無視した乱暴な意見にすぎない。また吐魯番盆地での縁禾の終焉は四四一年であり、それから翌々年の承平への改元に至る時期は、建平なる元号が用いられていたと考えるべきことは、既に本稿で述べたとおりである。

したがって侯燦氏の所説は既に白須淨眞氏や私が言及した範囲を超えるものではなく、残念ながら

とするべき点は、ほとんどないということである。この小文が表題に掲げた問題に対して、現時点においてなさなければならないことは、最新の出土文物や、今まで看過されてきた出土文物によって、かかる侯燁氏の所説を、そしてかつての私自身の所説を補訂するという作業なのである。そしてこの小文の究極の目的もそこにある。以下では前涼、北涼両政権を中心として、この作業を行ないたい。

★

★

★

★

一九八二年の発掘調査によって、敦煌から銘文を有する陶罐がさらに一五点ばかり出土した⁽⁴⁴⁾。詳細が明らかにされていない四点を除くと、政権別の内訳では西晋三点、前涼八点となり、前涼時代のものが過半を占めている。しかもこのうち七点までは建興紀年であって、同一七（三二九）年、二五（三三七）年、二六（三三八）年、二七（三三九）年などから、四六（三五八）年のように、張玄覲時代（三五五～三六三年）の事例まである。これらによって、張祚の時代（三五三～三五五年）以外は、四世紀後半に至るまで、前涼では一貫して西晋最後の元号（三一三～三一六年）である建興が用いられていたことが疑いのない事実となったわけだが、重要なのは、そのなかに一点のみだが、建元なる紀年のものが含まれていることである。それは、敦煌新店臺二〇号墓から出土した陶罐に、「建元六[]」（以下、紀年と墓主の姓名部分は判読不能）と墨書された銘文である⁽⁴⁵⁾。判読不能の部分があまりにも多く、断定には不安がつきまとうが、これが、発掘調査に従事した関係者が釈読したように、間違이なく建元であったとすれば、それは前秦の建元以外にはありえない。

なぜならば、この元号は四世紀に限定しても、漢（前趙）の劉聰（三一五・三一六年）、東晋康帝（三四三・三四四年）、そして前秦の苻堅（三六五～三八五年）と、三人の主権者によって制定・使用されているものの、問題の六年まであったのは、最後の前秦だけだからである。たしかに前涼の場合、咸安のように既に本国の東晋では改元が行なわれ、廃棄されてしまった元号を奉用していたこともあるので、これだけからは断定は困難かもしれない。しかもししかりにこれが東晋の建元だとすると、西暦三四八年に相当するが、この年には上記の建興なる元号が前涼治下で用いられていたことが、「建興廿六（三四八）年九月絹質柩銘」⁽⁴⁶⁾から明らかとなるのである。一方、劉聰の元号を奉用した可能性は、張軌以来のこの政権の方向性と⁽⁴⁷⁾、形式や副葬品から推定される二〇号墓の築造年代⁽⁴⁸⁾から判断して先ずありえないと言ってよい。かくして当陶罐の建元は前秦苻堅の元号ということになり、建元六年は三七〇年に比定されることになるのである。

このことはきわめて重要である。それは言うまでもなく、従来の理解では、張祚が帝位にあった短期間を除けば、前涼では一貫して西晋と東晋の元号が用いられていたということになっていたからである。たしかに前涼治下で前秦の元号が用いられていたことを思わせるような史料が今までにも全くなかったわけではない。①「甘露元（三五九）年三月譬喻經題記」⁽⁴⁹⁾、②「甘露二（三六〇）年正月沙門靜志維摩經義記」⁽⁵⁰⁾、および③「李氏莫高窟佛龕碑」⁽⁵¹⁾の三点である。①と②は写経の題記、③は有名な莫高窟の由来記であり、建元なる元号はここにも見えているのである。しかしこれら三点のうち、②は、「甘露二年正月廿七日、沙門靜志寫記」とあるだけで、吐峪溝出土とあるものの、筆写された場所は一切不明で、前秦治下で筆写された可能性も大いにある。①にしても、

甘露元年三月十七日、於酒泉城内、斎叢中写訖。此月上旬、漢人及

雜類、被誅向二百人。願蒙解脫生々、信敬三寶、无有退転。

とあって、前涼治下の酒泉で筆写されたことは疑いないが、筆写者が明らかではないので、これをもって前秦の元号（甘露）が前涼において奉用されていたとするのは速断にすぎるとと思う。筆写地と筆写者の本貫（もしくは本来の居住地）が異なる場合、筆写者が後者の元号を用いる可能性も一概には否定できないからである⁽⁵²⁾。加えて①と②の前後、三五八、三六一年には建興が用いられていたことが、出土文物と編纂史料からそれぞれ判明するので⁽⁵³⁾、その中間の三五九、三六〇年の足かけ二年間だけ、前秦の元号である甘露が奉用されていたというのは、よほどの理由がない限り、不自然であろう⁽⁵⁴⁾。また③については、これ自体が作品であって、しかも七世紀末期の作成にかかるの

で、同時代史料とは言えず、これだけを根拠にして、そこに記されている「建元二（三六六）年」という紀年が前涼治下で用いられていたと考えることはできない⁽⁵⁵⁾。

以上の三点とは対照的に、当陶罐はその文物としての性格と出土状況から判断して、明らかに前涼治下で前秦の元号が用いられていたことを証明する資料たりうるものである。そしてその唯一の史料なのである。その稀少価値はこれだけで充分であろう。

しかしながら残念なことに、三七〇年という時点で、前涼が前秦の元号を奉用するに至った理由を見い出すことは、できない。もちろん前涼が一貫して前秦を敵視し、両者が絶えず緊張関係にあったというわけではない。前涼政権は東西両晋王朝に臣従しつつも、一方では西晋にかわって華北を支配することになった少数民族の政権にも現実的な対応をとってきた。前秦に対しても、三五六年の二月にその晋王苻柳が服属を勧告する使者を送ると、直ちにこれを受け入れて使者を派遣した⁽⁵⁶⁾。しかしこの関係はそれから一〇年後の三六六年一〇月、前涼の側からの一方的な破棄通告によって最後を迎えるのである。この関係破棄からさらに一〇年後の三七六年八月、前涼は前秦の総攻撃のまえに史上から姿を消すことになるのだが、この一〇年間に両者が政治的な交渉をもったのは、三七年四月、前秦が捕虜を送還するとともに使者を前涼に派遣し、前燕や仇池の氏族を征討した力量を誇示した際である。前涼の主権者西平公張天錫は直ちに謝罪のための使者を前秦に派遣し、使持節・都督河右諸軍事・驃騎大將軍・開府儀同三司・涼州刺史・西平公に冊封されている。したがってかりに前涼において前秦の元号が奉用されることがあったにせよ、その上限は三七年四月ということになろう⁽⁵⁷⁾。しかし当陶罐の紀年はそれより一年前の三七〇年に相当する。たしかにこの三七〇年は前燕が滅ぼされ、前涼や代などごく一部を除いて、華北が前秦によって統一された画期的な年ではある。だから前燕滅亡の報に接した前涼が、前秦の矛先を交すために自主的にその元号を奉用するということはありえないことではない。ただし前秦が前燕の都鄼を陥れるのは、この年の一一月のことであるから、前涼がかかる理由によって前秦の元号を奉用するようなことがあったとしても、その開始はどんなに早くとも同年一一月か一二月ということになろう。さらにそれ以前に建興の奉用の開始を求めるることは、三六九年と三七〇年に相当する升平紀年文物の存在からして⁽⁵⁸⁾、とても不可能である。

判明している当陶罐の紀年は年までで、それ以下の月は判読が困難なようである。もし一一月か一二月であれば、以上述べたように、ありえないことではない。しかし一〇月以前であれば、もはや解釈を断念せざるをえないのである。ごく一般的な確率から言って、一一月と一二月である可能性はけっして高くはないであろう。三七〇年という時点で、前涼が前秦の元号を奉用するに至った理由を見い出すことはできないと半ば断定的に述べたのは、そのような判断があつてのことである。いまは調査と研究の進展によって、当陶罐の銘文が一字でも多く判読されることを期待するにとどめたいと思う。



北涼政権が四二四、四二五年の二年間にわたって夏の真興なる元号を奉用したことは既に周知のことだが⁽⁵⁹⁾、夏では四二五年八月に赫連勃勃を継いた赫連昌が承光と改元した。吐魯番から出土した文書に真興七（四二五）年一一月の紀年が見えていることは、夏における改元の情報が、北涼治下にあつた吐魯番まで速やかに伝達されなかつたことを示唆しているが、それでは北涼では最後まで承光という新しい元号を奉用することはなかつたのであろうか。

この問題について呉震氏は⁽⁶⁰⁾、酒泉から出土した仏塔の銘文に見えている承陽なる元号が⁽⁶¹⁾、夏の承光に相当すると考えた。「光」字と「陽」字の字義が等しく、かつ銘文中に併記された干支が合致するというのがその根拠である。また呉震氏は、やはり酒泉出土の仏塔の銘文を根拠にして、北涼では四二八年に至つて夏の元号の奉用を中断し、承玄なる独自の元号の制定に踏み切つたことを推定している。私もかつてこの呉震氏の所説に従つて、承陽を夏の承光と認めたことがあるが⁽⁶²⁾、その奉用が中止された時期については明言を欠いたので、この点に関して若干補足をしておきたい。

そもそも北涼治下で夏の元号が奉用されたのは、東南方面では西秦の、西北方面では西涼の亡命勢力と柔然の侵寇の脅威にさらされていた北涼が、西秦の背後にある夏との政治的な関係を強化することによって危機を回避しようとしたためであるが、北涼と西秦の局地的な抗争は北涼、西秦、夏、および北魏の四か国を巻き込んだ大規模な抗争にまで発展し、その結果西秦と夏が壊滅的な打撃を被ることになった。夏では北魏の猛攻によって国都統萬が略奪にあい、長安が陥落してしまった。四二六年一一月のことである。おそらくこの情報は直ちに北涼の沮渠蒙遜にも伝えられたに相違ない。なぜならば、早くも翌一二月には、北魏へ使者が派遣されているからである。西秦の没落によって、あえて夏と結ぶ必要もなくなったわけだが、その夏の没落によって、あえて夏と結ぶメリットもなくなってしまったわけで、承陽なる元号の奉用にも、これをもって直ちに終止符が打たれたと考えるのが妥当なところであろう。すなわち翌四二七年からは、夏の元号にかわって、四年ぶりに北涼独自の元号、玄始が復活したものと思われる。承玄なる元号が制定されるのは、さらにその翌年、四二八年のことである⁽⁶³⁾。

北涼ではその後四三一年に、承玄からさらに義和と改元し、沮渠蒙遜が四三三年に没すると、王位を継承した沮渠牧犍が早速承和と改元した。しかしこの承和紀年の出土文物は現在に至るまで一点も出土しておらず、それに代わって私たちが接することができるは縁禾・太縁紀年の各種文物である。この縁禾・太縁が北魏の延和・太延なる元号に由来することは既に常識に属するようになったけれども、なぜ音のみならず、表記もそのままで北魏の元号を奉用しなかったのか（なぜ表記だけ改めたのか）、という点については、説得的な解答が出されているとは言いたい。もちろん私見⁽⁶⁴⁾も例外ではないが、その後福原啓郎氏から、北涼で「延」字が「縁」字に改められたのは、沮渠蒙遜の祖父にあたる祁復延の「延」字を諱んだ可能性もあるのではないか、という指摘をいただいた⁽⁶⁵⁾。また居延から出土した漢代の木簡のなかに、紀年表記の際、「和」字を書くべきところ、「禾」字を用いているものがあることを知った。前漢成帝の綏和（前八～前七年）がそれで、一点だけだが、これを綏禾としているものがあるのである⁽⁶⁶⁾。事例が乏しいので⁽⁶⁷⁾、断言することには躊躇を覚えるけれども、これは元号であっても「和」字と「禾」字が通用されることを示しており、延和と縁禾についても、「延」字を「縁」字に改めた点にこそ、より意味があったのではないだろうか（太延の場合、「太」字は「泰」字に改められず、そのまま用いられていることも考慮すべきであろう）。

このように考えて大過ないとすれば、福原氏の指摘はさらに説得力を増すことになろう。一方それに対して、「縁禾」と「延和」の間に北涼政権の性格を読み込もうとしたかつての私見は、過度の読み込みに修正を迫られることになりそうである。ここではとりあえず、その必要があることだけを指摘しておきたい。

【おわりに】

以上、この小文では、侯燦氏の論稿に対する批判を出発点にして、かつて発表した私見を一部補訂することになった。侯燦氏の所説と私見との間には少ながらぬ不一致が解消されないままに残っており、かかる状態は今後もしばらくは続くものと思われるが、それは実証面での問題もさることながら、元号をはるかに遺棄してしまった彼國にある侯燦氏と、いまだに日常の営為を元号に繫縛されている私との間の距離であるのかもしれない。

近年、新疆ばかりか、甘肅でも出土文物が陸続と公表されているので、今後も私見を修正する必要が生じるであろうし、紙幅の都合もあって今回論及しなかったが、未解決のまま残されている問題も少なくない⁽⁶⁸⁾。これらについては、彼我の状況を念頭に置きながら、三論の機会が到来するのを待つことにしたいと思う。

（完）

【註】

（33） 侯、「晋至北朝前期高昌奉行年号証補」、四三～四六頁。

- (34) 關尾・町田隆吉編「敦煌出土四～五世紀陶罐・陶鉢銘集成－附、書道博物館所蔵三世紀陶罐銘－」本誌第二八、二九号、一九九〇年（以下、「陶罐銘」）、事例C-VIII-X。ただし、厳密にいえば、升平紀年の文物は、敦煌でも出土しているし（②、一〇八頁、「陶罐銘」、事例B-I、II）、西安でも収集されている（關尾編「酒泉出土五世紀仏塔刻銘集成－附、西安収集四世紀金錯泥筈刻銘－」本誌第三一号、一九九〇年（以下、「仏塔銘」）、事例附）。
- (35) 「陶罐銘」、事例C-VI、VII。
- (36) 「陶罐銘」、事例C-I～III。
- (37) 「陶罐銘」、事例C-IV、V。
- (38) 『魏書』卷九九胡沮渠蒙遜傳。
- (39) 「咸安三（三七三）年十月沙弥淨明法句經題記」である。これについては、秦明智「前涼写本《法句經》及其有關問題」（『敦煌学輯刊』第三集、発行年不詳）、秦明智ほか編『敦煌遺書書法選』（蘭州 甘肅人民出版社、一九八五年）、四頁、参照。
- (40) ②、一一三～一一七頁。
- (41) 上海博物館所蔵の「麟嘉五（三九三）年六月王相高維摩詰經題記」（池田温「中国古写本識語集錄稿（一）－五世紀以前－」（『三藏』第一八七号、一九七九年）、三頁、参照）がそれである。
- (42) 「仏塔銘」、事例C-II。
- (43) 白須、前掲「高昌・闕爽政權と縁禾・建平紀年文書」、七七～八七頁、③、四～七頁、参照。
- (44) 敦煌県博物館考古組・北京大学考古実習隊「記敦煌發現西晋、十六国墓葬」北京大学中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文献研究論集』第四集、北京・北京大学出版社、一九八八年、参照。「陶罐銘」、Dの事例に相当。
- (45) 「陶罐銘」、事例D-III。
- (46) 64TKM3:53 模本・録文とも、白須淨眞「『吐魯番出土文書 第一冊』－その紹介と紀年の考察－」（『書論』第一八号、一九八一年）、一三二頁、参照。
- (47) 佐藤智水「五胡十六国から南北朝時代」（『講座敦煌』第二巻・敦煌の歴史 大東出版社、一九八〇年）、参照。
- (48) 敦博・北大、前掲「記敦煌發現西晋、十六国墓葬」は、Dの陶罐が出土した墓の築造年代を形式や副葬品などから三期に時期区分しているが、二〇号墓はそのうちの第三期（前涼後期に当たる四世紀の三〇年代から七〇年代まで）に属するという（同、六三四頁、参照）。
- (49) 池田、前掲「中国古写本識語集錄稿」、三頁。
- (50) 註（49）、参照。以下、題記の録文は池田氏の論稿から引用させていただいた。
- (51) 当該の碑と、その研究史については、池田温「敦煌の歴史的背景」（『東洋學術研究』第二四巻第一号、一九八五年）、参照。
- (52) 筆写者が筆写地の元号を用いたのか、あるいは筆写者の本貫（もしくは本来の居住地）の元号を用いたのか、という問題については、そもそも規則性や一般性があったのか、という点も含めて今後の検討課題であろう。なお朱雷氏は、「延昌四年五月得受勝鬘經疏題記」（B.L.S. 0524）が、高昌国の僧侶得受により北魏治下において筆写されたものであることを明らかにされたが（同氏「敦煌藏經洞所出兩種麴氏高昌人寫經題記跋」（『魏晉南北朝隋唐史資料』第九・一〇期、一九八八年））、ここでは筆写地である北魏の元号延昌が用いられている。
- (53) 三五八（建興四六）年については、「陶罐銘」、事例D-Xがあり、三六一（建興四九）年については、『晋書』卷八六張軌傳に、「（張）天錫既克（張）邕、專掌朝政、改建興四十九年、奉升平之號」とある。

- (54) 論旨には直接影響しないが、甘露と改元されたのは三五九年六月なので、本来なら甘露元年三月という紀年は実在しない。したがって題記が書かれたのは、三五九年六月以後のある時点ということになる。
- (55) 錄文は、池田、前掲「敦煌の歴史的背景」、六～七頁、参照。
- (56) 前涼と前秦の政治的な関係については、②、一一二～一六頁、参照。
- (57) 三七一年の年末には、前秦を挾撃すべく、東晋に向けて使者が前涼を発っており、翌三七年からは東晋の咸安なる元号が奉用されたと考えられる（②、一一七頁、参照）、いずれにせよ建元なる元号はきわめて短命に終わったものと思われる。
- (58) ②、一〇七～一〇八頁、参照。
- (59) ①、参照。なお①公表後、新たに真興紀年文書が二点発表されたが（③、註（37）、参照）、これによって私見を補訂する必要はなさそうである。
- (60) 吳、前掲「吐魯番文書中的若干年号及相關問題」、二九頁。
- (61) 「仏塔銘」、事例A-I。
- (62) ③、七～八頁。ただし、夏の承光をあえて意通の承陽とあらためて奉用した理由については、解答を用意できない。
- (63) 承玄紀年文物としては、二点の仏塔銘があるだけである。「仏塔銘」、事例A-II、C-I。なお①、註（20）、参照。
- (64) ③、五～七頁。
- (65) 一九八七年二月十二日付の私信による。
- (66) 簡番号335・26 ただしこれについては、中国社会科学院考古研究所編『居延漢簡』甲乙編（北京 中華書局、一九八〇年）は、「戌口二口□」と釈読しているにすぎず、これを「綏禾二年□」と釈読したのは、謝桂華・李均明・朱国紹『居延漢簡釈文合校』（北京 文物出版社・秦漢魏晋出土文献、一九八七年）である（同下冊、五二六頁）。しかし不鮮明ながら写真（乙二三七版）で判断する限りでは、後者の釈読は支持できるように思う。
- (67) 綏禾と表記された木簡が一点だけなのに対して、本来の綏和と表記された木簡は管見の範囲内でも、八点に上る（3・30, 140・2, 142・13A, 155・15, 224・1, 254・10, 438・2, 甲附10A）。したがって、綏禾という表記はあったにしても、例外的な存在だったと言えないこともない。また居延からは征和（前九二～前八九年）紀年の木簡も出土しているが、これを征禾と記したものは一点も見られない。
- (68) 例えば、「佛說弁意長者子所問經」（B.L.S.2925v）の題記は「太安元年，在庚寅正月十九日」なる紀年を有している。この太安なる元号は北魏と柔然にあるが、前者の元年は四五五年で干支は乙未（しかも六月改元）、また後者の元年は四九二年で干支は壬申となり、いずれとも合致しない。このため池田温氏はこれを第三の太安として、干支から四五〇年に比定されている（同氏、前掲「中国古写本識語集録稿」、六頁、参照）。題記にはまたこれが伊吾において書写されたことが示されているが、四五〇年と言えば、この地は北魏か、もしくは柔然の勢力下にあったとしか思えず、いずれにせよ編纂史料との矛盾を埋めることは目下のところ、不可能である。

（一九九〇年六月二八日稿了）

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴方 TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会（The Research Society for Turfan Relics）